

本日の会議に付した事件

平成26年第4回山元町議会定例会（第1日目）

平成26年12月5日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 提出議案の説明
日程第 4 議案第52号 山元町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
日程第 5 議案第53号 山元町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
日程第 6 議案第54号 山元町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
日程第 7 議案第55号 山元町保育の実施に関する条例を廃止する条例
-

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成26年第4回山元町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、11番伊藤隆幸君、12番佐山富崇君を指名します。

議 長（阿部 均君）日程第2．会期の決定を議題といたします。

事務局長にお手元に配布しております会期日程案を朗読させます。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。

会期日程（案）、月日、曜日、会議別、内容の順に朗読いたします。

12月5日、金曜日、本会議、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の説明、議案審議。

12月6日、土曜日、7日、日曜日、休会。

12月8日、月曜日、常任委員会。

12月9日、火曜日、休会。

12月10日、水曜日、本会議、会議録署名議員の指名、一般質問。

12月11日、木曜日、本会議、会議録署名議員の指名、一般質問。

12月12日、金曜日、常任委員会。

12月13日、土曜日、14日、日曜日、休会。

12月15日、月曜日、本会議、会議録署名議員の指名、議案審議。

以上です。

議長（阿部 均君）お諮りします。

本定例会の会期は、会期日程案のとおり、本日から12月15までの11日間にした
いと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月15日までの11日間に決定しました。

議長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

事務局長にお手元に配布しております議長諸報告を朗読させます。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。

議長諸報告1. 議会閉会中の動向。

9月25日、全国町村議会議長会正副会長が視察研修のため訪れ、出席しました。

9月26日から27日、宮城県町村議会議長研修が開催され、出席しました。

10月2日、宮城県宮崎市議会議員が視察研修のため訪れ、出席しました。

10月8日、愛知県半田市議会議員が視察研修のため訪れ、出席しました。

10月10日、愛知県八幡浜市議会議員が視察研修のため訪れ、出席しました。

10月14日、宮城県町村議会議長会理事会が開催され、出席しました。

10月20日、仙南・亶理地方町村議会議長会議が開催され、出席しました。

10月24日、亶理名取地区市町議会連絡協議会主催による宮城県議会議員との行政
懇談会が開催され、出席しました。

10月28日から29日、仙南・亶理地方町村議会議長会常任委員長研修会が開催
され、出席しました。

10月30日、愛知県安城市議会議員が視察研修のため訪れ、出席しました。

10月31日、宮城県町村議会議長会主催による宮城県知事との行政懇談会が開催
され、出席しました。

同日、仙南・亶理地方町村議会議長会議員が視察研修のため訪れ、出席しました。

11月5日、千葉県長南町議会議員が視察研修のため訪れ、出席しました。

11月7日、宮城県町村議会議長会主催による議会広報研修会が開かれ、議員が出席
しました。

11月11日、愛知県蒲郡市議会議員と川崎町議会正副議長が視察研修のため訪れ、
出席しました。

11月12日から13日、町村議会議長全国大会が東京で開催され、出席しました。
また、国会議員による国政報告会に参加し、意見交換と要望活動を行いました。

11月15日から16日、議会報告会を小平老人憩いの家ほか3カ所で開催しました。

11月17日、亶理地方町議会議長会主催の議員研修会と定例会が開催され、出席し
ました。

11月20日、長崎県島原市議会議員が視察研修のため訪れ、出席しました。

11月25日、宮城県知事と宮城県議会議長に対し、宮城県町村議会議長会による町
村振興対策要望活動を行いました。

同日、第17回伊達開拓「ふるさと従兄弟」まちづくりサミットが開催され、出席し

ました。

1 1月28日、宮城県町村議会議長会理事会が開催され、出席しました。

総務民生常任委員会、10月1日、21日、11月5日、21日、委員会が開かれました。

産建教育常任委員会、10月7日、11月12日、委員会が開かれました。

議会広報常任委員会、10月14日、20日、委員会が開かれました。

議会運営委員会、10月2日、12月4日、委員会が開かれました。

常磐自動車道建設推進特別委員会、10月7日、委員会が開かれました。

東日本大震災災害対策調査特別委員会、10月27日、11月28日、委員会が開かれました。

全員協議会、10月1日、10月20日、11月18日、11月28日、12月2日、協議会が開かれました。

2. 請願・陳情の受理。陳情5件が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

3. 長送付議案等の受理。町長から議案等21件が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

4. 質問通告書の受理。議員11名から一般質問の通告があり、これを受理したので、その一覧表を配布しております。

5. 監査、検査結果報告書の受理。監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出され、これを受理したので、その写しを配付しております。

6. 説明員の出席要求。本定例会に、お手元に配布のとおり説明員の出席を求めています。

7. その他特に報告すべき事項。町長から工事請負契約締結の報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

以上です。

議長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君）日程第3. これから提出議案の説明を求めます。

この際、今定例会に提出された議案等21件を山元町議会先例67番により一括議題といたします。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。改めて、おはようございます。

本日、ここに平成26年第4回山元町議会定例会が開催され、平成26年度補正予算案を初め各種提出議案をご審議いただくに当たり、最近の町政の動きと各議案の概要をご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

初めに、衆議院が開催され14日に総選挙が執行されることになりましたが、震災からの復興は選挙の結果に左右されるものではなく、国を挙げて取り組むべき最優先の課題であります。また、消費税の取り扱いをめぐる政局が混迷しておりますが、我が町の復興を一日でも早くなし遂げるためには、国による手厚い支援措置の継続とさらなる拡充が必要不可欠であります。

私は、被災地の思いとして、機会あることに関係省庁等に対し、被災地の復興再生に向けてより一層積極的に取り組んでいただくことを訴えてまいりましたが、平成28年度以降についても、集中復興期間の延長を初め、震災復興特別交付税、各省庁における復興幹事業等、復興に係る地方財政措置を復興再生が完了するまでは必要な財源として確保されるよう強く要望してまいり所存であります。

次に、亘理山元商工会との共催により開催いたしました「第4回山元町ふれあい産業祭」では、本町への職員派遣を初め、物心両面にわたり、大変心強いご支援をいただいております全国32の自治体、JR東日本仙台支社、民間企業4社及び2共同企業体からご協力をいただき、大盛況のうちに幕を閉じることができました。

来場者数についても、昨年より約2,000人多い3万4,000名を数えるなど、生産者を初め、関係機関の皆様と一体となって築き上げてきた「チーム山元」の取り組みが、震災を契機とした絆でさらに高まり、結実したものと受けとめております。

また、震災以前からの悲願でありました常磐自動車道の早期完成についてですが、いよいよあす12月6日、山元・浪江間が開通の運びとなるのに加えて、今週の2日に急遽遊説で町内を訪れた安倍首相から朗報がもたらされ、来年の大型連休前としていた全線での開通予定を来年の3月1日に前倒しさせる方針を表明されました。このことは、復興の起爆剤として我が町のみならず、隣接自治体も含めた地域経済の活性化が大いに期待されるところであります。

あすの開通に先立ち、先週末には本町主催の開通記念イベントとして町内外の皆様へ高速道路の開通を実感していただくための「ハイウェイウォーキング&ジョギング」を開催したところ、町内外から1,000名を超える参加があり、盛大に挙行することができました。

改めて、この悲願でありました常磐自動車道の開通の喜びとともに、地権者を初め、関係各位のこれまでの多大なるご支援とご協力に感謝を申し上げる次第であります。

それでは、東日本大震災からの復興再生に向けた最近の取り組みについてご報告申し上げます。

まず、新市街地整備事業の進捗についてですが、本事業は、単に防災集団移転促進事業の受け皿にとどまらず、新市街地としてコンパクトで持続性のある魅力的な新市街地の形成を目指すものであり、一日も早い戸建て住宅や災害公営住宅への入居実現に向け、共同企業体と連携を密にし、鋭意取り組んでいるところであります。

各地区の状況についてですが、町の顔として整備を進めている山下地区においては、去る9月には、我が町発注分の災害公営住宅では初の入居が開始され、新市街地から国道6号へのアクセス道の整備状況については、来年秋の供用開始を目指して橋梁の下部工や国道6号との接続箇所の施行が開始されており、坂元地区においても、去る9月には災害公営住宅の建築に着手したところであります。

また、宮城病院周辺地区においては、これまで分譲宅地の引き渡し時期及び災害公営住宅の入居時期について平成27年度中としておりましたが、宮城病院側において廃棄物の処理に時間を要したことから、事業工程を再精査しましたところ、その時期が平成28年度末にずれ込む見込みとなりました。今後は、用地契約の進め工事を発注していくこととなりますが、当地区を希望された皆様が一日も早く安心して暮らせるように各種取り組みを進めてまいります。

他方、災害公営住宅の入居募集と宅地の分譲については、順次入居と分譲の決定を行っておりますが、それと並行して去る10月から11月にかけて新市街地を希望されていて申し込みのなかった方や、まだ意向を示されていない方に対し、再度の意向調査を行っております。その結果、申し込み率が74パーセントから84パーセントまで10ポイント上昇し、61世帯の皆様から新市街地での再建を検討するとの回答がございましたことから、それらの皆様に主な対象とした2次募集を来週8日から行うこととしております。

今後も応急仮設住宅にお住まいで再建に至っていない皆様の意向を把握しながら、再募集などの対策を講じ、被災者の皆様が、一日も早く自立再建できるような取り組みを継続してまいります。

なお、新山下駅と新坂元駅周辺地区における商業施設用地の募集状況についてですが、両地区の商業用大区画において公募を実施しており、町民の利便性向上に役立つ業種の事業者からも出店の表明があり、今月の16日には優先交渉権者が決定する見込みであります。また、新坂元駅周辺地区の商業用小区画においては、既に優先交渉権者を町内企業を代表企業としたコンビニエンス・ストアとの構成企業に決定し、出店内容の協議を行っているところであります。

次に、一日も早い復旧が待たれるJR常磐線復旧事業の進捗についてですが、現在、平野部における移設復旧路線にあっては、高架橋を支えるくい打ち込み作業が次々に実施され、戸花山を通過する2つのトンネル工事については、南側の延長177メートルのトンネルが既に貫通し、内装工事等が進んでおり、北側の延長427メートルのトンネルについても、来年春ごろの貫通を目指し作業が進んでいるところであります。

また、坂元駅から新地駅間の山間部における工事箇所についても、順次掘削作業が進んでおり、新たなJR常磐線の姿が目を追って具体的に形となってきております。なお、先日、その掘削作業の前に実施した坂元中学校南側の熊の作遺跡における発掘調査において、奈良時代後半から平安時代初期にかけて古代亘理郡の最高位の官職が使用していたと推測される須恵器が東北地方で初めて出土するなど、当時をうかがい知ることのできる貴重な調査も行われております。本町としても、平成29年春の完全復旧に向け引き続きJR東日本を初め関係機関と連携を図りながら、早期の運転再開に向け、協力してまいります。

次に、JR常磐線用地を活用した県道相馬亘理線改良工事の進捗についてですが、年明け早々には事業用地の取得に向けた説明会が開催される予定であると伺っております。新たな県道相馬亘理線を初め、JR常磐線、常磐自動車及び国道6号などの交通網の整備は、我が町の「創造的な復興・再生」を支えるものであり、また、隣接自治体も含めた総合的な交通体系の進展と地域経済の活性化が大いに期待されることから、引き続き、早期の完成に向け、関係機関と連携を密にまいります。

次に、農地の再編と持続的、かつ競争力のある農業の展開に向けた農地整備事業の進捗についてですが、山元北部・磯地区については、県が事業主体となり既に工事に着手しており、山元東部地区につきましても、来年3月の工事着工を目指し、県と調整を図りながら事業に協力してまいります。

各種復興事業の着実な進捗により、元気を取り戻しつつある我が町の産業については、去る10月21日には磯浜漁港において本格的な漁の再開に伴う「出荷式」、先月7日に

は「いちご団地整備事業」に参画した農家による「出荷式」が産地の復興を祝ってとり行われました。

これから旬を迎える「リンゴ」「ホッキ貝」、「イチゴ」といった我が町を代表する3大ブランドを初めとした産業振興につきましても、さらなる振興、発展に向けた取り組みを引き続き展開してまいります。

次に、震災の記憶や教訓を後世に伝承し、防災意識を高めることを目的に、震災遺構としての保存のあり方を検討しております中浜小学校についてですが、先月16日には、町民の皆様と保存案等についての意見交換を行うべくワークショップを開催しており、その意見を踏まえ、今月1日に開催した第4回検討委員会において、震災の伝承、遺構保存のあり方、そして、運営方法等について議論を深めているところであります。

次に、子育て拠点施設の整備計画についてですが、子育て世代のニーズの把握や住民との対話を通じた意向確認、事業計画についての概要説明を行ってきたところでありますが、去る10月29日に、スウェーデン家具販売のイケア・ジャパン株式会社との間で、建設資金やイケア製家具、備品の寄附に関する「協定書」を取り交わしたところであり、温かいご支援を事業推進の原動力に変え、将来を担う子供たちへの支援環境や魅力的な施設の整備を目指し早期の実現に向け取り組んでまいります。

最後に、先月から始まりました町民の皆様との膝を交えた「町民懇談会」についてですが、これまでに町内2地区において開催しており、「対話」、「協調」、「連携」のまちづくりの推進を一層図るべく、町政全般にわたって幅広い世代の皆様から忌憚のないご意見をいただいております、皆様の新たなまちづくりに寄せる期待をしっかりと受けとめながら、今後とも町政に反映してまいりたいと考えております。

以上、これまでの我が町の復興・再生に向けた取り組みについてご報告申し上げます。

引き続き我が町の復興・再生に向け「チーム山元」一丸となり、全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会においてご審議をいただく各種議案の概要について、順を追ってご説明申し上げます。

初めに、承認関係について申し上げます。

承認第7号ないし8号までの専決処分承認については、平成26年度山元町一般会計補正予算専決（第1号）及び（専決第2号）であり、専決第1号については、町税の歳出還付金が不足したため、歳入歳出それぞれ800万円を増額し、総額215億2,100万円余とする補正案として専決処分したもの、専決第2号については、衆議院の解散に伴う選挙費用として歳入歳出それぞれ約800万円を増額し、総額215億2,900万円余とする補正予算として専決処分したものであり、それぞれ議会の承認を求めらるるものであります。

続いて、各議案の概要について申し上げます。

議案第52号ないし第55号までの山元町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等については、子ども・子育て支援法等の施行に伴い、各種基準等を定める条例を制定するもの。

議案第56号ないし第59号までの山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例等については、人事院勧告の趣旨を踏まえ給与及び手当に関する所要の改正を行うもの。

議案第60号山元町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、健康保険法施行令等の改正に基づき出産育児一時金の見直しを行うもの。

議案第61号については、町道28号上平・磯線の道路改良工事に伴う工事請負契約を締結するもの。

議案第62号ないし63号までの公の施設の指定管理者の指定については、共同作業所及び障害者地域活動センターの管理を行う指定管理者を選定するもの。

議案第64号については、宮城県市町村自治振興センターの規約変更に関する構成市町村との協議に必要なもの。

議案第65号については、災害廃棄物処理の事務の委託の廃止に関する宮城県との協議に必要なことから、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

続いて、補正予算関係議案について申し上げます。

議案第66号平成26年度山元町一般会計補正予算（第3号）（案）について申し上げます。

初めに、一般会計の各款に計上しております人件費につきましては、人事院勧告の趣旨を踏まえた改正に係る調整額を措置しておりますので、これら以外の主な補正予算の内容について申し上げます。

歳出予算の総務費では、財産管理費において、震災復興交付金事業の第10回申請に伴う内示を受けたことによる積立金を増額措置するとともに、情報管理費において、社会保障・税番号制度システム利用に関する負担金を追加措置するものであります。

次に、民生費では、児童福祉総務費において、子育て支援基金への積立金を増額措置するものであり、衛生費では、清掃復興推進費において、浄化槽整備費用の減額措置をするものであります。

次に、労働費では、緊急雇用創出事業費において、農業後継者の育成を図る地域人づくり事業費を追加措置するものであり、農林水産業費では、農地費及び農業復興推進費において、山寺川排水路のしゅんせつ工事に伴う亘理土地改良区に対する分担金の追加措置及びJAみやぎ亘理が事業主体となって取り組む野菜生産資材等の導入事業に対する補助金を追加措置し、漁港施設復興推進費においては、磯浜漁港の堤防整備に係る事業費を増額措置するものであります。

次に、土木費では、道路維持費において、小平地区の排水対策に係る測量設計費用を追加措置するとともに、道路橋梁復興推進費においては、復興交付金の内示等に伴い、磯浜漁港から社台ファーム付近まで通じる上平磯線の補償費用等の増額措置に加え、避難路の道路整備事業費として、新浜地区から戸花山を經由して合戦原地区の南端を結ぶ新たな（仮称）新浜諏訪原線の調査費用や、JR常磐線の復旧工事に伴う笠野地区と高瀬地区を結ぶ高瀬笠野線の補償費用等を追加措置するものであります。

また、下水道復興推進費において、磯地区の農業集落排水事業費を追加措置するものであり、都市計画復興推進費において、旧山下駅南の月見橋の東、これは花笠排水機場の西側付近になりますが、ここからメモリアルテラシマ本館付近まで通じる浅生原笠野線の改良に伴う補償費用や、新坂元駅周辺地区と国道6号との交差点の改良に伴う補償費用を追加措置するものであります。

次に、教育費では、文化財保護費において、中浜小学校の西側に位置する「犬塚遺跡」の範囲内における土砂採取事業に伴う発掘調査に要する費用を追加措置するものであり、災害復旧費では、台風19号により被災した町道、河川の災害復旧工事費等を追加措置し、諸支出金では、災害援護資金貸付金の繰り上げ償還に伴う県への償還金を増額措置するものであります。

最後に、債務負担行為の追加については、障害者地域活動支援センター及び共同作業所の指定管理業務委託に要する経費について期間及び限度額を定めるものであり、給与計算等業務委託、派遣職員宿舍借り上げ料、及び仮庁舎借り上げ事業に要する経費ほか20件については、平成27年4月1日からの業務開始に向け平成26年度中に契約事務を進める必要があることなどから、それぞれ期間及び限度額を定めるものであります。

以上、ただいま申しあげました歳出予算に見合う財源としては、震災復興特別交付税の増額措置及び国県支出金を増額措置するとともに、最終的な財源調整として財政調整基金の取り崩しを減額措置した結果、歳入歳出それぞれ約29億9,000万円を増額し、総額245億1,000万円余とするものであります。

続きまして、各種特別会計補正予算案について申し上げます。

議案第67号平成26年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について申し上げます。

歳出予算のうち、総務管理費において、人事院勧告の趣旨を踏まえた改正に係る調整額として給与及び手当等を増額措置するものであります。

以上、歳出予算に見合う財源としては、一般会計繰入金を増額し、今回の補正額は歳入歳出それぞれ約27万円を増額し、総額20億1,000万円余とするものであります。

議案第68号平成26年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について申し上げます。

歳出予算のうち、総務管理費及び地域支援事業費において、人事院勧告の趣旨を踏まえた改正に係る調整額として給与及び手当等を増額措置するものであります。

以上、歳出予算に見合う財源としては、国県支出金及び一般会計繰入金等を増額し、今回の補正額は歳入歳出それぞれ約56万円を増額し、総額13億2,000万円余とするものであります。

議案第69号平成26年度山元町水道事業会計補正予算（第3号）（案）について申し上げます。

収益的支出では、職員人件費を増額措置するほか、水道集中監視装置の移設費用を増額措置するものであります。

また、債務負担行為については、公用車借り上げに要する経費の期間及び限度額を定めるものであります。

今回の補正額は、収益的支出を約100万円増額し、総額4億3,000万円余に、資本的支出を約9万円増額し、総額3億4,000万円余とするものであります。

議案第70号平成26年度山元町下水道事業会計補正予算（第3号）（案）について申し上げます。

収益的支出では、職員人件費を増額措置するものであります。資本的収入及び支出では、磯地区の津波被害を免れた住宅の汚水処理方式について、各世帯の利便性や放流先等の地理的条件及び経済的合理性を再検討し、個別浄化槽方式から集中処理方式に計画

を見直したため、事業実施に係る調査設計費を増額措置するものであります。

また、債務負担行為については、公用車借り上げに要する経費及び下水道汚泥の運搬処分業務委託に要する経費について、それぞれ期間及び限度額を定めるものであります。

今回の補正額は、収益的支出を約8万円増額し、総額9億8,000万円余に、資本的収入を約1,000万円増額し、総額7億4,000万円余に、資本的支出を約1,000万円増額し、総額10億5,000万円余とするものであります。

以上、平成26年第4回山元町議会定例会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各種議案等の細部につきましては、さらに関係課室長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。再開は10時55分といたします。

午前10時42分 休憩

午前10時55分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第4、議案第52号から日程第7、議案第55号までの4件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。保健福祉課長渡邊隆弘君。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。それでは、条例議案の説明をさせていただきます。

まず初めに、条例制定の背景等について申し上げます。

子ども・子育て支援制度についてでございますけれども、関連3法、まず第1に子ども・子育て支援法、次に、認定こども園の一部改正法、それから3番目としまして関係法律の整備法等に基づきまして実施される子ども・子育て支援に関する新しい制度でございます。幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育ての支援を総合的に推進しようとするものでございます。

この制度につきましては、来年4月から本格的な実施となります。現在、山元町におきましても、新制度の実施に向けた準備を進めているところでございまして、今回市町村が行うこととされた認可や確認の基準等について、新たに今回提案しました4条例等を提案させていただくものでございます。

それでは、議案第52号山元町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について説明申し上げます。

以前に配布しました資料No.1のほうをご覧ください。

条例議案の概要でございます。まず提案理由になります。子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正されたことにより、家庭的保育事業等が事業福祉法に位置づけられ、市町村においては、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないとされたことから、本条例を整備するものでございます。

1、制定内容です。児童福祉法の規定に基づき国が厚生労働省令で定める従うべき基準及び参酌すべき基準に従い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

条例の構成といたしましては章立てになっておりまして、第1章が総則、第2章が家庭的保育事業、第3章小規模保育事業、第4章居宅訪問型保育事業、第5章事業所内保育事業となっており、全48条からなるものでございます。

裏面のほうをご覧ください。参考となります。

子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくために、平成27年4月から本格スタートすることに伴い、これまで待機児童が多かったゼロ歳児から2歳児までの量的な拡充を図るために、従来の認可保育所の枠組みに加え、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの累計につき新たに市町村認可事業として設けられることになったものです。

新たに認可事業とされる4つの累計は、原則としてゼロ歳児から2歳児までの保育を必要とする乳幼児を対象とした事業で、定員数や保育の実施場所により次のとおり区分されております。

施設事業との区分等につきましては、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業でございます。これらの部分が町の認可をするということになりまして、今般それらの基準等について指定するものでございます。

それぞれ内容等につきましては、下表のほうに掲載させていただいております。この部分、内容だけ説明させていただきます。

家庭的保育事業につきましては、家庭的な雰囲気のもとで少人数を対象としたきめ細かな保育事業を実施するというものでございます。

それから、小規模保育事業につきましては、比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を実施するというものでございます。累計におきましてA、B、Cに分類されるというものでございます。

居宅訪問型保育事業につきましては、住みなれた居宅において1対1を基本とするきめ細かな保育をやっていくということでございます。主に特別なケアが必要な子供や保護者の夜間勤務等について対応していくものという内容になっております。

事業所内保育事業につきましては、企業が主として事業運営、仕事と子育ての両立支援として実施するものでございますが、地域においても、保育を必要とする子供にも保育を提供するというような内容になっております。

表に戻っていただきます。

2、施行期日でございます。子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備法に関する法律の施行の日と、平成27年4月1日とさせていただきます。

続きまして、議案第53号山元町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について説明申し上げます。

配布資料のNo.2をご覧ください。

まず、提案理由になります。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）において、市町村の確認を受けた

特定教育・保育施設、これは幼稚園、・保育所です。や特定地域型保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等は、施設型給付や地域型保育給付として給付を受けることができるようになります。市町村におきましては、この給付の対象となる施設等の運営について条例で基準を定めなければならないとされたことから、本条例を制定するものです。

1、制定の内容になります。子ども・子育て支援法の規定に基づき、国が内閣府で定める従うべき基準及び参酌すべき基準に従い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものでございます。

条例の構成は、これも章立てになっております。第1章が総則、第2章が特定教育・保育施設の運営に関する基準、第3章が特定地域型保育事業の運営に関する基準となっており、全52条というようなことになります。

裏面のほうをご覧ください。

参考としまして、子ども・子育て新制度においては、市町村の確認を受けた特定教育・保育施設や特定地域型保育事業において、子供が教育・保育を受けた場合、施設等が施設型給付や地域型保育給付を受けることができることとされ、市町村においては、給付により財政支援の対象となる施設等に対して確認と言われる作業を行う必要があるため、その対象となる施設等の運営について条例で基準を定めるものでございます。

これにつきましては、施設型保育事業と保育施設というふうなことがございまして、上段、地域型保育事業につきましては先ほどご説明した内容になっております。そのほか、教育・保育施設としまして、保育所、それから幼稚園、認定こども園というものが分離されております。

これにつきましては、上段の地域型保育事業等につきましては、先ほど52号のほうの条例で説明したとおり、町のほうで認可というふうなことがあるわけでございますけれども、確認の基準につきましてはこちら53号のほうの条例で定めまして町のほうで確認作業を行うというふうなことになります。そして、給付型としまして、地域型保育給付としての支給をしていくという形になってまいります。保育所・幼稚園等につきましては、県のほうで認可、認定ということになるわけでございますが、確認につきましては町のほうで行うということになりまして、その確認がされた事業所等につきましては、施設型給付が受けられるということになってまいります。

最後に、確認というふうなことについてご説明申し上げます。

市町村が認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業者からの申請に基づき、保育の運営がこの条例基準に該当しているかどうかを確認し、施設型給付または施設型保育給付による財政支援の対象とすることを言います。

表面のほうに戻っていただきます。

施行期日です。子ども・子育て支援法の施行の日、平成27年4月1日とさせていただきます。

次に、議案第54号山元町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について説明申し上げます。

資料配布No.3ですね、資料No.3をご覧ください。

ます、提案理由でございます。子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係

法律の整備に関する法律（平成24年法律第67号第6条）により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2が新設され、市町村においては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないとされたことから、本条例を整備するものでございます。

1、制定の内容になります。児童福祉法の規定に基づき国が厚生労働省で定める従うべき基準及び参酌すべき基準に従い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

全21条の構成となります。

裏面のほうの参考事項をご覧ください。

子ども・子育て関連3法により改正された児童福祉法において、放課後児童健全育成事業に関する条項第34条の8の2が新設され、市町村が放課後児童育成健全事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないとされたことから、この条例を制定するものでございます。

ちなみに放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により、家庭にいない者に授業の終了後に学校での空き教室などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えその健全な育成を図る事業でございます。

児童福祉法上の事業名につきましては、放課後児童健全育成事業となっておりますが、放課後児童クラブのガイドラインにおきましてはおなじみの放課後児童クラブという名称を用いているものでございます。

表面のほうに戻っていただきます。

施行期日でございます。子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行日、平成27年4月1日とさせていただきます。

最後に、議案第55号山元町保育の実施に関する条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

配布資料No.4をご覧ください。

提案理由でございます。子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、保育の実施基準を市町村が条例で定める旨の規定が削除されたため、既存条例を廃止するものでございます。

制定の内容は既存条例を廃止するものでございます。

法令根拠となっております法の部分が削除されたために規則等で定めるというふうなことになります。

施行期日につきましては、この条例は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日、平成27年4月1日からとさせていただきます。

以上、議案第52号から第55号までご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

6番遠藤龍之君の質疑を許します。

6番（遠藤龍之君）はい。条例を提案するに当たりましてなんですが、そのもとになっている子ども・子育て支援法について、町はどのように受けとめているかお伺いいたします。これは町長にですね。

町長（齋藤俊夫君）はい。もう少し具体的な質問の中身をちょっとかみ砕いて言っていただけるとありがたいと思いますが。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。これ条例制定するに当たって町長が条例提案しているわけですから、ちょっと今の何を言っているのかわからないんですが、答弁拒否と受けとめられてもよろしいような内容。単純に子ども・子育て、そのもとになった子ども・子育て支援法をどう受けとめているのか、どう受けとめてこの条例提案に当たったのかということをお尋ねしているんです。

町長（齋藤俊夫君）はい。今までの子育てに関する法律の規定の仕方では、最近の子育て環境にそぐわない部分が出てきたということで、いわゆる時代の要請に合った法整備を今回するものというふうなふうに理解しておりますし、どちらかといえば、大都市都会の中での子育て環境の不十分さをカバーしようという趣旨に重きが置かれているのかなというふうには受けとめているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。考え方に相違はないと思うんですが、基本的に子ども・子育て支援策の充実を図る、そのもとにそういう考え方を示したものだというふうに受けとめ、そういう法のもとにこの町でも充実を図るといようなことで提案されたのかなと勝手に受けとめておきます。

次に、この法整備に伴う条例の提案ということなんですが、この時期、なぜこの時期になったのかお伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。なかなか制度設計というものは、国につきましてもちょっと不明瞭な部分なんかありました。いろいろこちらのほうにいろいろ戻り事例であるとか、いろんな情報が入ってくるわけでございますけれども、各市町村のところを見ますと、実際9月議会等で条例提案している部分、約半数くらいあるのかなというふうに思っておりますけれども、当町につきましては、準備期間なりなんなりという関係から今議会の提案となりましたことをご理解いただきたいというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この法は、2013年、2012年かな、もう既に成立されているんですが、そして、その詳細についてはその都度、多分伝えられている。最も肝心なのは、来年度、4月からの実施、それに伴う法整備の、条例整備といいますが、法整備、条例整備、そして、実施に臨むということが求められており、そういうことから4月の実施に向けて十分な準備体制といいますが、体制を整えて実施に当たることができるためには、最低でも9月議会までの条例の制定、整備が必要だということが求められている中で、各それぞれの多くの自治体は9月、6月議会あるいは9月議会で成立させ取り組み始めているというようなわけでありまして、その辺から今、改めて確認の意味でお尋ねしたわけでありまして、これにつきましても、いずれ一般質問あるいは多分に常任委員会に付託されるというようなことも予定されていると思われまので、その辺で詳しく確認をしたいと思えます。

そして、今の話につながるわけですが、この条例の提案に当たってどれだけ庁内の中

で検討されたのかお伺いたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。どれだけいろいろ議論、審議ということでございますけれども、今回提案しましたさまざまな規定内容等、いずれも事業等何かにつきましては初めて出されてきたものということなんかもございます。やはりいろんな事業、例えば小規模保育事業なりなんなりということでこれから定めていくわけ、始まっていくわけでございますが、その内容等につきましてはなかなか前例等がないというふうな中でございますので、まずは今回の条例制定なんかにつきましては、その基準とかなんかについては、国の基準というものが示させていただいておりますので、それをベースにそれに基づいた規定内容という形でやっていこうと。これが課内での方針というふうなことになります。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。どれだけ検討されたか、質問のほうも中途半端な質問だったのかもわかりませんので改めてお伺いしますが、かなりの内容のある法、条例の内容になっていると思うんですが、どういった体制でこれを検討されたのか、どういった会議の中で検討されたのか、当然、課内の中での検討と、とりあえずはね、ということでしょうか、関係するところもありますからその辺の連携をどうとりながらこの条例整備に当たって検討されたのか、その辺についてお伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。ちょっと制定時期等もあって12月議会になってしまったわけでございますが、担当者、子ども・子育て関係、うちのほうで人数的にはそれほどいるわけではございませんけれども、先行自治体とかなんかの条例の制定とかなんとかのことを参考にさせていただいたり、国から来ているモデル条例ですか、そういったものを参考にさせていただきながらやっていったというようなことになります。課内、子育て支援担当の者を主にして検討していったということになります。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。検討を進めていく際、他団体の意見、住民の意見、保護者の意見等々といったものも考えられるわけですが、1つ組織されたもので子ども・子育て会議が設置されているというわけですが、この辺との関係と申しますか、この子ども・子育て会議の中では、こういった条例整備するに当たって諮問あるいは考え等々を伺うというようなことはあったのか、あわせてこの子ども・子育て設置会議に、あわせてと申しますか、正式にそういった諮問は行ったのかどうか、お伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい。子ども・子育て会議に対する情報提供なり、検討の申し出というようなことでございますけれども、先ほども申し上げたとおり、こちら初めてやるような事業で国からの最低基準なりなんなりというふうなものがベースになるというような考えから、全ての項目について協議したというわけではございませんけれども、重要な部分なんかにつきましては、子ども・子育て支援会議のほうにお聞きしまして決めている部分はございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺の詳細についても今後の課題にしておきたいと思っております。

ちょっと異質な部分で、今の関連法案の中でですね、山元町保育の実施に関する条例を廃止する条例と、廃止するというようなものも提案されているわけですが、この中にあって、理由としては、保育の実施基準を市町村が条例で定める旨の規定が削減されたということですが、これはどこをもって削減されたと表現されているのかお伺いします。条例ですね、条例というか、法の中の、児童福祉法か。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい。法令からいえば児童福祉法というふうな部分の条項が削除され

たと。規定的には条例で定めることとなっておりますが、その部分が削られたというふうなことになります。したがって、条例を定める根拠法令がなくなったというふうなことになります。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この部分についての他自治体の動向についてはつかんでいますか。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。ある程度、調べさせてはいただきました。ちなみに先行しているわけですが、互理町のほう、先にこういった規定なんかを定めてございます。互理町につきましては、当町と同様に条例のほうを廃止し、規則で定めるというふうなことになっております。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。廃止条例も、廃止する条例も互理町では出されて、そして、結論が出されたというふうに受けとめ、今そのような説明だったんですが、私が確認したところは、こんなの出しませんよと。それは今後の事業で関連すればいい話ですからね、それはいいんですが、ちなみに私の確認したところでは、二、三の自治体ですが、そういう事例は見つからなかったと。といいますのは、そうであるならば、児童福祉法の24条の1項にどう書かれているか確認します。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。現在、24条第1項、市町村は保護者の労働または疾病、その他の政令で定める基準に従い、条例で定める事由によりということの中でこの中に保育を実施するというふうな部分が規定されてございます。それが今回の改正によりまして、市町村はこの法律及び子ども・子育て支援法の定めるところによりということの中で条例というふうな部分の記載がないというふうなことになっています。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺のところをちゃんと確認しましたか。これは明確に残っているんです、保育の実施責任というのは、町の。実施責任が残っているとすれば、この山元町保育の実施に関する条例というのは、そもそも何なのかということになるわけですが、その辺の関係をどう、もし逆に聞きます。山元町保育の実施に関する条例を廃止した場合、どうなるんですか、町の保育実施責任というのは。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。済みません。先ほどの回答の中で、条例の手続をしなければならぬというふうなところがあるかないかという回答をちょっと申し上げてしまいました。保育の実施に関しましては、改正される児童福祉法におきましても、市町村において保育を実施しなければならないという規定はございます。条例規定ではなくなったわけではございますけれども、今回保育の必要性ですね、必要性の認定というふうなぐあいには法制上は変わってまいりますので、その辺につきましては規則のほうで定めさせていただいたというふうなことでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。必要性が、これは町の考えですから、それについては今後、さらにあれしていきたいと思いますが、これは非常に町の姿勢が問われる問題であるということをもっと一番最初に指摘しておきたいと思います。

この解釈、この部分の解釈につきましては、一般的にこの法律が制定された直後に、やっぱり全国各地自治体からそういった疑問が殺到したようでありまして。そうしたときとの厚生労働省の、政府の説明は、この24条1項に規定されている保育所での保育はこれまでと変わらないと説明している。ということは、この辺も保育実施責任というのは変わっていないと、何ら変わっていないということで、さらに、今多分、これは確かにこの部分については、当初は削除される予定だったと。しかし、最終的にもろもろの

意見、声があって別の部分が、児童福祉法24条の1項として保育実施の責任というのは残されたというふうに説明されているんですね。そういう背景の中での町の対応ということなんで、これは非常に思いものです、保育の実施責任というのは、町ですね。それをなくすかなくさないか、規則で残す等々と言いますと、今度、規則で残されれば、その内容が変わったときに議会が通らないことになってしまう。そうすると、今度、保育の実施責任の緩さというものが町の思い、考えで決められてしまうと。そこには議会のチェック機能は働かないと、規則で要項で示すということになればですね、そういうふうな町で対応していくということですから、その辺は今後、議会がもっときちんこの辺を見ていかなければならないというふうにしか思えないわけですが、この辺につきましても、いずれこの会期中にいろいろ議論されるわけですが、その辺の議論を通じてこの辺への対応は決めさせていただきたいと思います。いずれにしても、国では、町の保育実施責任というのは、十分にそういう世間の声もあって残したという事実もあるということをお伝えしておきたいと思います。以上でいいです。

議長（阿部 均君）今の回答はよろしいんですね。（「回答、最後いい、もらうべ」の声あり）
ほかに質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい。私は全体の条例の中身、大分あるんで中身についてでなくて全体的な形と考え方についてお聞きをしたいと思います。

先ほど遠藤議員もおっしゃったように、法律の施行日が4月ということで、今回の議会で十分な調査をして結論を出すという形になると、なかなかこれ大変だろうということと、あともう一つで、0歳からこの4累計のやつで議案の52号の中で出てきているように、0歳児から2歳児までの保育を今回国の法整備の中で町が許認可するという形の4累計、これで0歳児から2歳児までという形で原則としてなっているんですけども、現状での保育の形として、実際にどのくらい待機児童というか、0歳児から2歳児までおられるのか、まずそこから伺いたいと。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。当町におきましては、幸いといたしますか、待機児童のほうは出してはございません。ただ、今回このような条例を制定することにつきましては、国の方針としまして、やはり待機児童が多いという関係から、きめ細かなこういった事業をやった上で待機児童を出さないような社会にしようという関係でつくられているということでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。その背景聞いておかないと、先ほど説明あったんで、国の法整備の中で町でも今回制定するという形はわかっておりますので、ただ、どのくらいの人数が待機されているのか、多分先ほど町長から答弁あったように、都市部の待機児童の多い、そういった状況を見据えての法整備の流れだということで理解をしているんですけども、ただ、町として、やっぱり法整備する以上は有効に法制度生かしながら待機児童なくすという方向の今回52号からの法整備だと思うんで、そういったことで、考え方によって余り急ぐ必要ないんだなど。ただ、4月1日からの施行に合わせてということであるんで、その辺もやっぱり考えていくべきだと思います。

また、町での認可という形で、これ実際に新しい部分について町での認可、どういう形で、最終的には町長が認可するという形になると思うんですけども、その経緯の中で具体的にどういう認可をする、例えば担当の現課で十分な調査をやるという形になって、多分施設とか、やっぱり保育所の数とか、あるいはそういった部分の法整備の中の

ある程度の項目がきちっとあって認可という形になると思うんですけれども、その辺の4つの事業に関しての全体の条例できてからの認可の流れを教えてくださいと思います。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい。事業をやりたいという方が事業者の方々から、こういった累計の中で、例えば小規模保育事業をやりたいというような申請のほうを上げてくるというような形になります。そういったものについて町のほうで、ここの基準等に基づいて適合するかどうかというふうな審査等やっていくわけですが、ただ、これらのここに掲げました保育等の事業等につきましては、ベースとなるこれまでの通常の保育事業と、要するに町の保育所ですね、そういったもののほうに補完するような形で、その主となる町の保育の部分でどうしても待機が出てしまうというものを補完するという、そんな形でやっていくわけですが、そういった状況になったときの備えというふうな形でやってまいります。

したがって、先ほど出ました子ども・子育て会議等、これからの子育て支援策に基づいて町の子育て支援計画というものを進めてまいります。そのときに、町のほうで必要な量とかなんとかという部分とか、そういったものを審議していくこととなりますので、町のほうにこのような新たな事業が必要かどうかというふうな判断をその中では仰いでいったりなるとかということで、この参入を認めるかどうかということ審議していくと、そんな形になるかと想定しています。

10番（岩佐 隆君）はい。実際にこの新しい4累計ができて、0歳児から2歳児の人たちがいると。そして、具体的に事業をやりたいという人たちが出てきたときに町で認可するわけでしょう。その認可のある程度、条例をもとにしてこれから規則とか、あるいは要項とか、それをつくってそれをもとにして判断するという事柄なんでしょう。一つ一つ事業申請あったら。それをどういう形でどういう基準に基づいてやるんだというお話を、多分この条例に基づいてこれから要項とか規則、制定すると思うんですよ、細かい部分。これでやれないでしょう、ちょっと中身みたいな、これでやれるの。それも含めてちょっとご答弁いただければ。今から、おわかりだと思うんですね。例えば家庭的保育事業をやるといったときに、町で一応認可するわけでしょうから、その認可の基準というのを具体的に細かくあって、そこで許可を出すという形になると思うんですけれども、その辺が具体的にどういう形でいくのという話で、また条例整備しただけなんでそこまでやっていないという話であれば、それはそれで構わないと思うんですけれども、そういう流れをお聞きしたかったんで、条例整備する、そこからどういう形で4月以降、この条例に基づいてやっていくんだよという、そういった部分の流れ、期間もないんで、その辺は多分他自治体では9月あるいは6月に整備していれば、その辺の流れは十分わかって、あるいはおやりになっていると思うんで、その辺の情報も多分あって判断してのことだと思いますので、お聞きをしたいと思います。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。大変申しわけございません。私、勉強不足でございまして細かな流れまでちょっと把握していないというふうなことになると思いますが、基準等につきましては、この条例というものがもとなるというふうなことにつきましては、間違いないところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。だから、条例もとにしてやるというのはいいですよ。これ実際に我々、審査して最終的に条例決定するわけですから。ただ、町で認可するという以上は、条例

もとにして認可して、どういう形で認可するのか、やっぱり認可基準がこの条例だけでいいのかどうかということも含めて教えていただければなと思いますので、ご答弁いただければなと思います。

あと、いろいろ経過もあったり、あと中身もあったりすると思うんで、この条例だけで大丈夫なんですか。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい。こちら第52条のほうにあります設備とか運営に関する基準というふうなものにまずは適合して認可というふうな形になります。

ちょっと要項等、細かな部分までの想定は、現在のところ、していない状況になります。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。先ほど質問したように、これ条例に基づいて補完する規則とか、あと要項をつくっていくということなのかどうか、その辺も含めてご答弁いただきたいということでお話ししたんで、流れもわかっていれば一番いいんですけども、その辺はどうなんですか。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい。大変申しわけありません。その辺の流れとか何か、ちょっと時間をいただければと思います。申しわけありません。

議長（阿部 均君）答弁の整理をする時間が必要なんですか。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい。要項つくるかどうかにつきましては、ちょっと今のところは想定ございません。

議長（阿部 均君）よろしいんですか。（「よろしくない」の声あり）今のところは、条例以外、要項等の整備の準備はしていないということですけども。10番岩佐 隆君。

10番（岩佐 隆君）これから、これ今、提案してもらって一応結論出すわけですから、その辺の経緯も調べてもらってご答弁いただければなと思いますので、時間ちょっととって調べられるものであったら調べて、もし調べられないのであれば委員会の付託ということになるんで、そちらのほうでという形でもできるんで。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい。その辺の分につきましては、ちょっと議員のほうからは委員会のほうにということであれば、そのようにさせていただければ、これは大変ありがたいところでございます。（「いや、時間とって調べてきてもらって。それだけでいいから」の声あり）

議長（阿部 均君）条例のみでいろいろな部分で今後、運用していくのかと、その条例に基づいた規則なり要項なりを今後、どういうふうに対応していくかという質疑でありますので、余り難しい……。（「議長、わからないんだったらちょっとだけ調べてもらって」の声あり）休憩してですか。

執行部のほうから休憩の申し入れがございますので、暫時休憩といたします。再開は、何分くらい必要ですか、10分くらい。再開は11時50分といたします。

午前11時38分 休 憩

午前11時50分 再 開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。時間をいただき、大変ありがとうございます。

規則の設置が必要かどうかということでございますけれども、申請に基づきまして申請書の様式はどうするんだとか、そういった部分なんかにつきましては、やはり規則な

り要項なりの制定が必要であるということですので、今後、そのほうの策定のほうをしていきたいというふうに思います。以上です。

議長（阿部 均君）いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りします。

ただいま議題となっております議案第52号から議案第55号までについては、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第52号から議案第55号までについては、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

議長（阿部 均君）以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は12月10日午前10時開議であります。

大変ご苦勞さまでございました。

午前11時52分 散 会
